

文教大学大学院休学及び復学に関する取扱い規程

(趣旨)

第1条 この規程は、文教大学大学院学則第7条、第24条、第25条、第31条、第32条及び第33条に基づき、学生の休学及び復学の手続等について定める。

(休学)

第2条 疾病その他の理由により引き続き3か月以上出席することのできない者は、保証人連署の休学願を教育支援課又は教務課に提出しなければならない。なお、疾病の場合は、診断書を添付しなければならない。

第3条 春学期に休学を希望する者は前年度の3月20日までに、秋学期に休学を希望する者は8月末日までに休学願を提出し、学納金を納入しなければならない。ただし、やむを得ない正当な理由がある場合には、春学期は休学する年度の4月の第2水曜日まで、秋学期は9月の第1水曜日まで手続を猶予することができる。

第4条 休学願は、学期ごとに提出し許可を得なければならない。ただし、同一年度内で2学期にわたり休学する場合は、この限りではない。

(復学)

第5条 復学を希望する者は、保証人連署の復学願を教育支援課又は教務課に提出しなければならない。なお、疾病による休学者が復学する場合は、疾病回復の証明書を添付しなければならない。

第6条 復学する年次は、当該学生の休学期間にかかわらず、入学した年度から通算した年次とする。

(学納金)

第7条 1学期の授業料は、年額の2分の1とし、休学期間の授業料は、これを免除する。

第8条 学期の途中から休学する場合の授業料及び教育充実費は、授業出席の有無にかかわらず、納入しなければならない。

第9条 復学後の授業料及び教育充実費は、入学した年次の金額を納入するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、研究科教授会の議を経て大学院委員会が決定する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。